

## ○ペットフード用及び肥料用の肉骨粉等の当面の取扱いについて

平成13年11月 1日付け13生畜第	4 1 0 4 号、	農林水産省生産局長、水産庁長官通知	
平成14年 1月11日付け13生畜第	7 6 7 9 号、	農林水産省生産局長、水産庁長官通知	改正
平成16年 1月13日付け15消安第	1 7 8 号、	農林水産省消費・安全局長通知	改正
平成16年 2月26日付け15消安第	6 3 9 8 号、	農林水産省消費・安全局長通知	改正
平成16年 3月26日付け15消安第	7 4 4 1 号、	農林水産省消費・安全局長通知	改正
平成17年11月 7日付け17消安第	6 8 5 2 号、	農林水産省消費・安全局長通知	改正
平成19年 4月 2日付け18消安第	1 4 3 5 8 号、	農林水産省消費・安全局長通知	改正
平成19年12月 4日付け19消安第	1 0 5 4 1 号、	農林水産省消費・安全局長通知	改正
平成23年10月18日付け23消安第	3 6 6 4 号、	農林水産省消費・安全局長通知	改正
平成24年 7月 5日付け24消安第	1 7 7 1 号、	農林水産省消費・安全局長通知	改正
平成26年 4月 1日付け25消安第	6 2 2 3 号、	農林水産省消費・安全局長通知	改正
平成26年 9月 1日付け26消安第	2 8 3 6 号、	農林水産省消費・安全局長通知	改正
平成27年 3月26日付け26消安第	6 5 8 0 号、	農林水産省消費・安全局長通知	改正
平成30年 5月10日付け30消安第	2 3 2 号、	農林水産省消費・安全局長通知	改正
令和 2年 5月28日付け 2 消安第	8 9 7 号、	農林水産省消費・安全局長通知	改正
令和 2年12月28日付け 2 消安第	4 3 1 9 号、	農林水産省消費・安全局長通知	改正

我が国において牛海綿状脳症（以下「BSE」という）が初めて発生したことに伴い、肉骨粉等の牛への誤用・流用を防止する観点から、「肉骨粉等の当面の取扱いについて」（平成13年10月1日付け13生畜第3388号農林水産省生産局長・水産庁長官通知）により、平成13年10月4日以降の飼料用・肥料用の肉骨粉等及び肉骨粉等を含む飼料・肥料の製造及び工場からの出荷について、一時停止を要請したところがあります。

しかしながら、本年10月19日に開催されたBSE対策検討会において、ペットフード用及び肥料用の肉骨粉等の一部については、家畜用飼料への誤用・流用防止等の措置が確実に講じられる場合に限り、一時停止の要請の解除を行うことが適当であるとの見解が得られたところがあります。

このため、ペットフード用については別紙1、肥料用については別紙2のとおり、肉骨粉等の製造及び工場からの出荷の一時停止の要請について、一部を解除することとしたので貴傘下関係者に対して周知徹底をお願いします。

また、本年10月15日以前に生産又は輸入された肥料用の肉骨粉等及び肉骨粉等を含む肥料についても、「この肥料には、動物由来たん白質が入っていますから、家畜等の口に入らないところで保管・使用して下さい。」との表示を行い、飼料への誤用・流用の防止に万全を期すよう要請することとするので、併せて周知徹底をお願いします。

加えて、「動物由来たん白質を含む肥料の放牧地への散布の自粛について」（平成13年10月18日付け13生畜第3916号農林水産省生産局生産資材課長・畜産部飼料課長通知）により、肥料の適正な使用をお願いしているところではありますが、重ねて周知徹底をお願いします。

なお、「動物性加工たん白（肉骨粉等、飼料となる可能性となるもの）の緊急輸入一時停止措置について」（平成13年10月1日付け13生畜第3326号農林水産省生産局長通知）による肉骨粉等の緊急輸入一時停止措置は継続しているので、念のため申し添えます。

(別紙1)

ペットフード用の肉骨粉等の一時停止の要請の一部解除について

1 定義

別紙1において、「肉骨粉等」とは、飼料に係る肉骨粉、肉粉、臓器粉、骨粉（骨炭（骨を空気を遮断し熱分解（約800℃以上で8時間以上加熱）して炭化させたもの）及び骨灰（骨を空気の流通下で燃焼（1000℃以上）したもの）を除く。）、血粉、乾燥血漿、その他の血液製品、加水分解たん白、蹄粉、角粉、皮粉、魚粉（製造工場において魚粉以外の動物性たん白を使用しないことが確認されたものを除く。）、フェザーミール羽毛粉、獣脂かす、第2リン酸カルシウム（鉱物由来のもの並びに脂肪及びたん白質を含有しないものを除く。）又はゼラチン・コラーゲン（皮由来のもの及び一定の処理がなされたものを除く。）をいう。

2 一時停止の要請を解除する事項

- (1) 飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令（昭和51年農林省令第35号。以下「成分規格等省令」という。）別表第1の2の(1)の表の牛等を対象とする飼料の第2欄のアの規定に基づき農林水産大臣の確認を受けた確認済ゼラチン等並びに同表の豚、鶏又はうずらを対象とする飼料の第2欄のイに規定する確認済豚血粉等、同欄ウに規定する確認済豚肉骨粉等、同欄エに規定する確認済馬肉骨粉等、同欄オに規定する確認済原料混合肉骨粉等、同欄カに規定する確認済チキンミール等、同欄キに規定する確認済家さん加水分解たん白等、同欄クに規定する確認済魚介類由来たん白質及び同欄ケに規定する食品廃棄物等に含まれる動物由来たん白質であって農林水産大臣が指定するもの（以下「大臣確認済肉骨粉等」という。）の工場からの出荷
- (2) ペットフード原料用の非反すう哺乳動物、家さん及び魚介類に由来する肉骨粉等（以下「ペットフード用肉骨粉等」という。）、と畜場法（昭和28年法律第114号）第14条若しくは食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律（平成2年法律第70号）第15条の規定に基づく検査を受け、又は「野生鳥獣肉の衛生管理に関する指針（ガイドライン）について」（平成26年11月14日付け 食安発1114第1号 厚生労働省医薬食品局食品安全部長通知）別添第2の2、第4の3及び第4の4の要件を満たすことが確認されたことにより、食用に適するとされた獣畜（牛、馬、豚、めん羊及び山羊をいう。以下同じ。）、食鳥（鶏、あひる及び七面鳥をいう。以下同じ。）又は野生鳥獣（いのしし及びしか（鹿）※等の鳥類又は哺乳類に属する野生動物をいう。以下同じ。）の肉から採取した脂肪（以下「食用脂肪」という。）を原料とする油脂の製造工程から発生する獣脂かす及び肉粉（以下「食用脂肪由来の肉粉等」という。）並びにと畜場法第14条の規定に基づく検査を受け、食用に適するとされた牛に由来する血粉、乾燥血漿その他の血液製品（以下「牛血粉等」という。）の製造、輸入及び工場からの出荷
- (3) 大臣確認済肉骨粉等、ペットフード用肉骨粉等、及び食用脂肪由来の肉粉等及び牛血粉等を含むペットフード（以下「肉骨粉等を含むペットフード」という。）の製造及び工場からの出荷  
※令和2年12月1日から施行

3 解除に当たっての条件

- (1) 2の(2)に係る製造及び出荷  
ペットフード用肉骨粉等、及び食用脂肪由来の肉粉等及び牛血粉等の製造及び工場からの出荷は、4から8までに掲げる手続に従い独立行政法人農林水産消費安全技術センター（以下「センター」という。）がペットフード用肉骨粉等、食用脂肪由来の肉粉等及び牛血粉等の製造工程に関する基準に適合することを確認した製造事業場が製造したペットフード用肉骨粉等及び食用脂肪由来の肉粉等に限る。
- (2) 2の(2)に係る輸入及び出荷  
ペットフード用肉骨粉等、食用脂肪由来の肉粉等若しくは牛血粉等の輸入及び出荷は、4から8までに掲げる手続に従いセンターが輸入に関する基準に適合することを確認した輸入業者が輸入したペットフード用肉骨粉等、食用脂肪由来の肉粉等及び牛血粉等に限る。
- (3) 2の(3)に係る製造及び出荷  
肉骨粉等を含むペットフードの製造及び工場からの出荷は、4から8までに掲げる手続に従いセンターが肉骨粉等を含むペットフードの製造工程に関する基準に適合することを確認した製造事業場が製造したペットフードに限る。

4 2の(2)に係る製造業者若しくは輸入業者又は2の(3)に係る製造業者の製造工程の確認手続について

- (1) 2の(2)に係る製造業者若しくは輸入業者又は2の(3)に係る製造業者は、製造に係る事業場（輸入業者にあつては、輸入先の事業場）がペットフード用肉骨粉等、食用脂肪由来の肉粉等若しくは牛血粉等又は肉骨粉等を含むペットフードの製造工程（輸入業者の申請にあつては、当該申請に係るペットフード用肉骨粉等、食用脂肪由来の肉粉等若しくは牛血粉等の輸入先の事業場における製造工程。以下同じ。）に関する基準に適合することをセンターが確認（以下「センター確認」という。）するよ

う、当該事業場ごとに、別記様式第1-1号（輸入業者にあつては、第1-2号）により、センターに対し、申請を行うものとする。

- (2) センターは、(1)の申請があつたときは、当該申請に係る製造工程が2の(2)又は(3)の確認の対象となるペットフード用肉骨粉等、食用脂肪由来の肉粉等若しくは牛血粉等又は肉骨粉等を含むペットフードの区分に応じ、それぞれ、別添1から別添5までの肉骨粉等の製造工程等に関する基準（以下「製造基準」という。）に適合しているかどうかについて審査を行い、当該申請を確認する場合は、別記様式第2-1号の確認簿に記載するものとし、輸入業者に係るものにあつては、併せて別記様式第2-2号により申請者に通知するものとする。また、センターは、確認簿の内容をホームページに掲載するものとする。

#### 5 センター確認の取消しについて

- (1) 製造基準に適合していることについてセンター確認を受けたペットフード用肉骨粉等、食用脂肪由来の肉粉等若しくは牛血粉等の製造業者若しくは輸入業者又は肉骨粉等を含むペットフードの製造業者（以下「センター確認済製造業者等」という。）は、センター確認を受けた当該事業場（輸入業者にあつては、センター確認を受けた当該輸入先の事業場）の製造工程が製造基準に適合しなくなったときは、別記様式第3-1号により、センターに速やかにセンター確認の取消しを申請するものとする。
- (2) センターは、(1)による申請があつたとき又はセンターが製造基準に適合しないと認めたときは、直ちに当該センター確認を取り消し、その旨を別記様式第2-1号の確認簿に記載するものとし、また、輸入業者に係るものにあつては、別記様式第3-2号により申請者又は製造基準に適合しない輸入業者に通知するものとする。なお、別記様式第2-2号の書換が必要な場合にあつては、併せて書き換えた別記様式第2-2号により通知するものとする。また、センターは、確認簿の内容をホームページに掲載するものとする。

#### 6 製造工程の変更確認の手続について

##### (1) 製造工程の変更

ア センター確認済製造業者等は、確認を受けた製造工程を変更しようとする場合には、当該製造工程の変更の1か月前までに、別記様式第4号により、センターに対し、センター確認の変更確認申請を行うものとする。

イ センターは、アの変更確認申請があつたときは、当該申請に係る製造工程が製造基準に適合しているかどうかについて審査を行い、当該申請を確認する場合は、別記様式第2-1号の確認簿に記載するものとし、また、輸入業者に係るものにあつては、別記様式第5号により、その結果を申請者に通知するものとする。また、センターは、確認簿の内容をホームページに掲載するものとする。

ウ センターは、イの審査の結果、製造基準に適合しないと認めたときは、直ちに当該センター確認を取り消し、その旨を別記様式第2-1号の確認簿に記載するものとし、また、輸入業者に係るものにあつては、別記様式第3-2号により申請者に通知するものとする。なお、別記様式第2-2号の書換が必要な場合にあつては、併せて書き換えた別記様式第2-2号を通知するものとする。また、センターは、確認簿の内容をホームページに掲載するものとする。

##### (2) センター確認済製造業者等の会社名等の変更

センター確認済製造業者等は、会社名（製造業者にあつては、事業場名を含む。）、代表者又は本社の住所、軽微な製造工程（輸入業者にあつては輸入先の事業場名、住所等をいう。）等を変更しようとする場合には、別記様式第6号により、遅滞なく、センターにこれらの事項の変更を届け出るものとする。センターは、別記様式第2-1号の確認簿に記載された事項について、別記様式第6号の届出があつたときは、変更内容を別記様式第2-1号の確認簿に記載するものとする。また、センターは、確認簿の内容をホームページに掲載するものとする。

#### 7 契約の締結を要する原料収集先の調査について

食用脂肪由来の肉粉等（別添2の(1)のアに基づき、原料収集先と契約を締結している場合に限る。）につき製造業者から4の(1)並びに6の(1)及び(2)の申請又は変更の届出（原料収集先の変更の届出に限る。）をセンターが受理したときは、当該申請又は届出を行った飼料の製造業者の事業場を管轄する地方農政局（北海道にあつては北海道農政事務所、沖縄にあつては内閣府沖縄総合事務局。以下「地方農政局」という。）に対し、受理した書類（副1部）を送付するものとする。当該地方農政局は、原則として、当該業者が原料収集先と締結した契約に基づき行う実施状況の確認に同行し、当該契約が遵守されていること、当該製造業者による実施状況の確認が適切に行われていること等、別添2に掲げる基準に照らし調査を行い、センターに報告するものとする。

#### 8 製造設備の故障等についての対応

センター確認済製造業者等（輸入業者を除く。）は、予期しない製造設備の故障等により、センター確認を受けた製造工程を変更せざるを得ない事態が生じた場合には、直ちに当該事業場における製造を一時停止するとともに、その概要をセンターに報告するものとする。

## 9 その他

- (1) 本通知の施行前に関係通知に基づき提出されたセンター確認の申請書は、本通知に基づき提出された申請書とみなす。
- (2) 本通知の施行の際現に関係通知に基づき交付されているセンター確認の確認書は、本通知の施行後も（有効期間の定めがあるものにあつては、有効期間が終了するまでの間）なお効力を有する。

## 別添1

### ペットフード用肉骨粉等の製造基準

#### (1) 収集先の基準

##### ア 家きん

家きんを飼養する農場、食鳥処理場又は反すう動物に由来する血液その他のたん白質を受け入れないことの契約を締結したカット場等（肉等のカット、ミンチ、エキスの抽出等を行う食品工場をいう。）のみから収集すること。

なお、農場から収集する原料は、解体処理されていない家きんであり、家きん以外の動物の混入がないことが目視で確認できる状態であるものに限る。

##### イ 豚・馬

豚・馬を飼養する農場又はと畜場若しくはカット場等（以下別添1において「と畜場等」という。）のみから収集すること。

なお、農場から収集する原料は、解体処理されていない豚・馬又は分娩後に子宮から排出された豚の胎盤であり、これら以外のものの混入がないことを目視で確認したものに限る。

また、ペットフード用肉骨粉等の製造業者は、反すう動物のものの混入を防止するため、と畜場等との間で反すう動物との分別に関する基準を定め、当該基準に基づき分別された豚及び馬のもののみを原料供給契約を締結したと畜場等から収集すること。

##### ウ 海産哺乳動物・魚介類

鯨体処理場、水産物産地市場又は水産加工業を営む者のみから収集すること。

##### エ 非反すう哺乳動物（豚・馬及び海産哺乳動物を除く。）

食肉処理業（食品衛生法（昭和22年法律第233号）第52条第1項の規定に基づき都道府県知事の許可を受けたものに限る。）の施設又はカット場等（以下別添1において「食肉処理施設等」という。）のみから収集すること。

なお、ペットフード用肉骨粉等の製造業者は、反すう動物のものの混入を防止するため、食肉処理施設等との間で反すう動物との分別に関する基準を定め、当該基準に基づき分別された非反すう哺乳動物のもののみを原料供給契約を締結した食肉処理業の施設等から収集すること。

#### (2) 原料輸送の基準

ア 非反すう哺乳動物、家きん及び魚介類に由来する原料の輸送に当たっては、反すう動物のものの混入を防止するため専用の容器（「容器」とは、輸送車、バルク車、トランスバック、PP袋その他原料又は肉骨粉等が直接接触するものであって、輸送又は保管のために用いられるものをいう。以下別添1において同じ。）を用いるか、非反すう哺乳動物、家きん及び魚介類由来の原料の輸送前に、容器の洗浄又は清掃を徹底すること。

##### イ 非反すう哺乳動物由来残さ供給管理票

非反すう哺乳動物（海産哺乳動物を除く。）に由来する残さ（（1）のア又はウに掲げる基準を満たす収集先からのものは除く。）の輸送に当たっては、別記様式第7号による非反すう哺乳動物由来残さ供給管理票を作成すること。ペットフード用肉骨粉等の製造業者は、非反すう哺乳動物由来残さ供給管理票が添付されていない原料の受入れは行わないこと。また、非反すう哺乳動物由来残さ供給管理票の記載内容と供給された残さの内容、数量、分別流通の状況等を確認するとともに、非反すう哺乳動物由来残さ供給管理票を8年間保存すること。

##### ウ 受入記録

受入れに当たっては、受入年月日、数量、収集先を帳簿に記録すること。また、記録については、8年間保存すること。

#### (3) 製造における基準

##### ア 製造工程

ペットフード用肉骨粉等の製造工程が（1）の基準を満たす収集先から収集した非反すう哺乳動物、家きん及び魚介類以外のものの製造工程と完全に分離されていること。

また、製造工程中において反すう動物に由来するものが混入しないこと。

##### イ 製造記録

製造に用いた原料の種類及び量、製造年月日並びに製造数量を帳簿に記録すること。また、記録については、8年間保存すること。

##### ウ 製造管理者

製造事業場に、この製造基準に基づき原料の輸送、製造及び出荷が適正に行われるよう実地で管理を行う製造管理者を設置すること。

(4) 製品出荷時の基準

ア 出荷工程

出荷工程中において反すう動物に由来するものが混入しないこと。

イ 出荷記録

出荷年月日、出荷先及び出荷量を帳簿に記録すること。また、記録については、8年間保存すること。

(5) 製品輸送における基準

ア ペットフード用肉骨粉等の容器は、反すう動物のものの混入を防止するため専用化するか、ペットフード用肉骨粉等の輸送前に、容器の洗浄又は清掃を徹底すること。

イ 肉骨粉等供給管理票

ペットフード用肉骨粉等の輸送に当たっては、別記様式第8号による肉骨粉等供給管理票を作成すること。当該肉骨粉等が最終荷受者に到達したら遅滞なく最終荷受者から肉骨粉等供給管理票の回付を受け、製品が最終荷受者に確実に到達したことを確認するとともに、回付された肉骨粉等供給管理票を8年間保存すること。

## 別添2

### 食用脂肪由来の肉粉等の製造基準

(1) 収集先の基準

ア 食用脂肪

と畜場、食鳥処理場、食肉処理業（食品衛生法第52条第1項の規定に基づき都道府県知事の許可を受けたものに限る。）の施設、食肉加工場又は販売店（以下別添2において「と畜場等」という。）のみから収集すること。

食用脂肪（食用油脂の製造に供するものを除く。）は、この項並びに次の①及び②を内容とする契約を締結したと畜場等から収集すること。

① と畜場等は、契約を締結した食用脂肪由来の肉粉等の製造業者が契約内容の実施状況を確認することを認めること。

② と畜場等は、①の確認のために農林水産省の職員又はセンターの職員が当該製造業者に同行できることを認め、当該契約内容が食用脂肪の収集先において、確実に履行されていることについて確認すること。

なお、と畜場等から収集する原料は、と畜場法第14条若しくは食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第15条の規定に基づく検査を受け、又は「野生鳥獣肉の衛生管理に関する指針（ガイドライン）について」別添2の2、第4の3及び4の要件を満たすことが確認されたことにより、食用に適するとされた獣畜、食鳥又は野生鳥獣の食用の肉から採取した脂肪であり、食用に適さない組織の混入のないことを目視により確認したものに限り。

また、食用脂肪（食用油脂の製造に供するものを除く。）の出荷に当たっては、別記様式第9号により原料供給管理票が発行されること。

イ 原料として用いる食用脂肪由来の肉粉等（以下別添2において「原料用肉粉等」という。）

センターが食用脂肪由来の肉粉等の製造基準に適合することを確認した製造事業場から収集すること。

(2) 原料輸送の基準

ア 原料の輸送

原料の輸送に当たっては、(1)の要件を満たす食用脂肪又は原料用肉粉等以外のものの混入を防止するため専用の容器（「容器」とは、輸送車、バルク車、トランスバック、PP袋その他原料又は肉粉等が直接接触するものであって、輸送又は保管のために用いられるものをいう。以下別添2において同じ。）を用いるか、食用脂肪又は原料用肉粉等の輸送前に、容器の洗浄又は清掃を徹底すること。

イ 原料供給管理票

(1)アの食用脂肪から食用脂肪由来の肉粉等を製造する業者は、原料供給管理票が添付されていない原料の受入れは行わないこと（食用油脂の製造に供するものを除く。）。また、原料供給管理票により遅滞なく原料の内容、数量等を確認すること。

ウ 肉粉等供給管理票

(1)イの原料用肉粉等から食用脂肪由来の肉粉等を製造する業者は、肉粉等供給管理票が添付されていない原料の受入れは行わないこと。また、肉粉等供給管理票により遅滞なく原料の内容、数量等を確認し、肉粉等供給管理票に受入年月日、受入数量等を記載し、押印の上、原料供給者に回付す

- ること。
- エ 受入記録  
受入れに当たっては、受入年月日、数量、収集先を帳簿に記録すること。また、記録及び原料供給管理票については、8年間保存すること。
- (3) 製造における基準
- ア 製造工程  
食用脂肪由来の肉粉等の製造工程がそれ以外のものの製造工程と完全に分離していること。  
また、製造工程において(1)の要件を満たす原料以外のものが混入しないようにすること。
- イ 製造記録  
製造に用いた原料の種類及び量、製造年月日、製造数量を帳簿に記録すること。  
また、記録については、8年間保存すること。
- ウ 製造管理者  
製造事業場に当製造基準に基づき原料の輸送、製造及び出荷が適正に行われるよう実地に管理する製造管理者を設置すること。
- (4) 製品出荷時の基準
- ア 出荷工程  
出荷工程において(1)の要件を満たす原料以外から製造されたものが混入しないこと。
- イ 出荷記録  
出荷年月日、出荷先、出荷量を帳簿に記録すること。また、記録については、8年間保存すること。
- (5) 製品輸送における基準
- ア 製品の輸送  
食用脂肪由来の肉粉等の容器は、(1)の要件を満たす原料以外から製造されたものの混入を防止するため専用化するか、食用脂肪由来の肉粉等の輸送前に、容器の洗浄又は清掃を徹底すること。
- イ 肉粉等供給管理票  
食用脂肪由来の肉粉等の輸送に当たっては、別記様式第10号による肉粉等供給管理票を作成し、当該肉粉等の容器に添付すること。当該肉粉等が最終荷受者に到達したら遅滞なく最終荷受者から肉粉等供給管理票の回付を受け、製品が最終荷受者に確実に到着したことを確認するとともに、回付された肉粉等供給管理票を8年間保存すること。

### 別添3

#### 牛血粉等の製造基準

- (1) 収集先の基準  
牛血粉等の原料は、と畜場のみから収集し、次の①及び②並びにア〜キを内容とする契約を締結したと畜場から収集すること。
- ① と畜場は、契約を締結した牛血粉等の製造業者が契約内容の実施内容の実施状況を確認することを認めること。
- ② と畜場は、①の確認のために農林水産省の職員又はセンターの職員が当該製造業者に同行できることを認め、当該契約内容が確実に履行されていることについて確認すること。  
なお、と畜場から収集する原料は、と畜場法第14条により食用に適するとされた牛の血液及び次のアからキの基準に適合したものに限る。
- ア 牛血粉等の原料となる血液の採取対象動物は、と畜場法第19条第1項に規定すると畜検査員による生前検査を受け、食用に供するためにと畜が認められた牛であること。
- イ 牛血粉等の原料が採取される工程は、厚生労働省関係牛海綿状脳症対策特別措置法施行規則(平成14年厚生労働省令台89号)第2条において定める牛の特定部位、月例が30月を超える牛の脊柱(背根神経節を含み、頸椎横突起、胸椎横突起、腰椎横突起、頸椎棘突起、胸椎棘突起、腰椎棘突起、仙骨翼、正中仙骨稜及び尾椎を除く。以下同じ。)及びと畜場法(昭和28年法律第114号)第14条第1項から第3項までの検査を経ていない牛の部位(以下「牛の脊柱等」という。)が混入しないよう、次に掲げる要件を満たすこと。
- (ア) 牛血粉等の原料の採取は放血工程で行い、と体の解体等その他の作業が行われる場所と区分されていること。
- (イ) 牛以外の動物の放血工程と区別されていること。
- ウ 牛血粉等の原料は、専用の保管容器に保存するとともに、牛の脊柱等及び牛以外の動物に由来するたん白質が混入しないように分別され、保管されていること。
- エ 牛血粉等の原料に牛の脊柱等及び牛以外の動物に由来するたん白質が混入しないための作業マニュアルが備え付けられていること。
- オ 牛血粉等の原料の出荷に当たっては、牛の脊柱等及び牛以外の動物に由来するたん白質が混入していないことをキの確認責任者が確認した上で、別記様式第11号により血液供給管理票が発行されること。
- カ 牛血粉等の原料の輸送に当たっては、血液供給管理票が添付されていること。なお、牛血粉等の原料を入れる容器は、牛血粉等の原料が入っている旨が明示された専用容器が用いられていること。

- 牛血粉等の原料と、牛の脊柱等又は牛以外の動物に由来するたん白質が混入しないよう対策を講じた容器が用いられていること。
- キ イからカまでの要件を満たしていることを確認する確認責任者が設置され、これらの要件が確実に実施されていることが定期的に確認され、記録されていること。
- (2) 原料輸送の基準
- ア 原料の輸送  
牛血粉等の原料の輸送に当たっては、牛血粉等の原料が入っている旨が明示された専用の容器（輸送車、輸送管その他牛血粉等の原料又は牛血粉等が直接接触するものであって、輸送又は保管のために用いられるものをいう。以下別添3において同じ。）を用いるか、牛血粉等の原料の輸送前に、容器の洗浄又は清掃を徹底すること。牛の脊柱等及び牛以外の動物に由来するたん白質が混入しないように輸送すること。  
牛血粉等の原料と、牛の脊柱等又は牛以外の動物に由来するたん白質を混載する場合は、牛の脊柱等及び牛以外の動物に由来するたん白質が混入しないよう対策を講じた容器を用いること。
- イ 血液供給管理票  
血液供給管理票が添付されていない牛血粉等の原料の受入れは行わないこと。また、血液供給管理票により遅滞なく原料の内容、数量等を確認すること。
- ウ 受入記録  
受入れに当たっては、受入年月日、数量及び収集先を帳簿に記録すること。また、記録及び血液供給管理票については、8年間保存すること。
- (3) 製造における基準
- ア 製造工程  
牛血粉等の製造工程がそれ以外のものの製造工程と完全に分離していること。  
また、製造工程において(1)の要件を満たす原料以外のものが混入しないようにすること。  
さらに、製造に用いる器材は専用化すること。
- イ 製造記録  
製造に用いた原料の種類及び量、製造年月日並びに製造数量を帳簿に記録すること。  
また、記録については、8年間保存すること。
- ウ 製造管理者  
製造事業場に本製造基準に基づき原料の輸送、製造及び出荷が適正に行われるよう実地に管理する製造管理者を設置すること。
- (4) 製品出荷時の基準
- ア 出荷工程  
出荷工程において、(1)の要件を満たす原料以外から製造されたものが混入しないこと。
- イ 出荷記録  
出荷年月日、出荷先及び出荷量を帳簿に記録すること。また、記録については8年間保存すること。
- (5) 製品輸送における基準
- ア 製品の輸送  
牛血粉等の容器は、(1)の要件を満たす原料以外から製造されたものの混入を防止するため、専用化するか、牛血粉等の輸送前に、容器の洗浄又は清掃を徹底すること。
- イ 牛血粉等供給管理票  
牛血粉等の輸送に当たっては、別記様式第12号による牛血粉等供給管理票作成し、当該牛血粉等の容器に添付すること。当該牛血粉等が最終荷受者に到着したら、遅滞なく最終荷受者から牛血粉等供給管理票の回付を受け、製品が最終荷受者に確実に到着したことを確認するとともに、回付された牛血粉等供給管理票を8年間保存すること。

## 別添4

### 輸入業者の確認基準

- (1) 輸入先の事業場の基準
- ア 確認の基準の対象となるペットフード用肉骨粉等、食用脂肪由来の肉粉等又は牛血粉等の製造工程とこれら以外のたん白質の製造工程が完全に分離されていることが明らかとなる図面を提出すること。
- イ 次の(ア)から(エ)までに定める事項を内容とする契約を輸入業者との間で締結すること。  
(ア) 輸入先の事業場は、別添1、別添2又は別添3の製造基準（輸入先の事業場と収集先の原料供給契約及び非反すう哺乳動物由来残さ供給管理票の要件は除く。）を遵守すること。  
(イ) 契約内容に変更が生じる場合は、事前に連絡すること。  
(ウ) 輸出ロットごとに(ア)の製造基準に適合することについて製造国の政府機関又はそれと同等の機関が発行する証明書又はその写しを添付すること。  
(エ) 輸入先の事業場は、契約を締結した輸入業者が契約内容の実施状況を確認することを認めること。  
また、当該実施状況の確認のために製造国の政府機関又はそれと同等の機関が当該輸入業者に同行できることを認めること。
- ウ 牛血粉等の原料は、食品安全委員会のリスク評価が終了し牛肉の輸入が認められた国であって、国際獣疫事務局により無視できるリスクの国と認定されている国であること。さらに、原料となる血液は、輸入先国においてと畜された牛に由来するものであること。
- (2) 輸入業者の基準

- ア 販売荷口ごとに、製造基準に適合することを証明する製造国の政府機関又はそれと同等の機関が発行する証明書又はその写しを添付すること。
- イ 輸入業者は、次の（ア）及び（イ）に定める事項を帳簿に記録すること。また、記録については、8年間保存すること。
- （ア）輸入年月日、輸入量、輸入先国名、輸入相手方の氏名又は名称、荷姿、製造業者の氏名又は名称
- （イ）出荷年月日、出荷先、出荷量及び荷姿
- ウ トランスバック等当該輸入品が直接接触する容器であって、これらの保管のために用いる容器は、専用化するか、使用前に洗浄又は清掃を徹底すること。
- エ 輸入業者は、輸入品の流通を管理する流通管理者を選任すること。
- オ 輸入業者は、次の（ア）から（エ）までに定める事項を内容とする流通管理規程を定めること。
- （ア）流通管理者は、当該輸入品の保管から輸送までの業務が本基準に適合していることを定期的に確認すること。
- （イ）流通管理者は、当該輸入品の出荷に当たり、（1）のイの（ウ）の証明書が発行されていることを確認した上で、別記様式第8号による肉骨粉等供給管理票、別記様式第10号による肉粉等供給管理票又は別記様式12号による牛血粉供給管理票を作成すること。輸入業者は、当該証明書とともに肉骨粉等供給管理票、肉粉等供給管理票又は牛血粉等供給管理票を製品に添付して出荷すること。
- （ウ）輸入業者は、製品の出荷後、当該輸入品が遅滞なく最終荷受者に確実に入荷したことを確認すること。
- （エ）流通管理者は、最終荷受者から回付された肉骨粉等供給管理票、肉粉等供給管理票又は牛血粉等供給管理票を8年間保存すること。
- カ 製品の輸送に用いる容器は、反すう動物に由来するものの混入を防止するため専用化するか、製品の輸送前に、容器の洗浄又は清掃を徹底すること。

## 別添5

### 肉骨粉等を含むペットフードの製造基準

- （1）ペットフード用肉骨粉等、食用脂肪由来の肉粉等及び牛血粉等を原料とするペットフードの製造事業場の製造工程は、家畜用の飼料（飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年法律第35号）第2条の飼料をいう。以下同じ。）の製造工程と完全に分離していること。ただし、大臣確認済肉骨粉等及び肉骨粉等以外の原料を用いた家畜用の飼料の製造工程については、この限りでない。
- （2）大臣確認済肉骨粉等（確認済ゼラチン等を除く。）については肉骨粉等供給管理票の添付されている原料以外の原料の受入れは行わないこと。
- （3）ペットフード用肉骨粉等については、肉骨粉等供給管理票が添付されている原料以外の原料の受入れは行わないこと。
- （4）食用脂肪由来の肉粉等については、肉粉等供給管理票が添付されているもの以外の原料の受入れは行わないこと。
- （5）牛血粉等については、牛血粉等供給管理票が添付されているもの以外の原料の受入れは行わないこと。
- （6）原料である大臣確認済肉骨粉等（確認済ゼラチン等を除く。）、ペットフード用肉骨粉等、食用脂肪由来の肉粉等及び牛血粉等の供給を受けた場合にあっては、添付されている肉骨粉等供給管理票、肉粉等供給管理票又は牛血粉等供給管理票により、遅滞なく供給された原料の内容、数量等を確認し、肉骨粉等供給管理票、肉粉等供給管理票又は牛血粉等供給管理票に受入年月日、受入数量等を記載し、押印の上、原料供給者に回付すること。
- （7）原料である大臣確認済肉骨粉等、ペットフード用肉骨粉等、食用脂肪由来の肉粉等及び牛血粉等の受入年月日、数量及び購入先を帳簿に記録すること。また、記録については、8年間保存すること。
- （8）肉骨粉等を含むペットフードの製造及び出荷の年月日、数量並びに出荷先を記録すること。
- （9）肉骨粉等を含むペットフードについては、店頭販売用等の最終製品化されたものの出荷に限るものとし、家畜用飼料への誤用・混入の危惧が否定できないバルク缶や大袋等の半製品については認められないこと。

別記様式第1-1号

製造基準適合確認申請書

年 月 日

独立行政法人農林水産消費安全技術センター理事長 殿

住 所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）  
氏 名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

ペットフード用及び肥料用の肉骨粉等の当面の取扱いについて（平成13年11月1日付け13生畜第4104号農林水産省生産局長・水産庁長官連名通知）別紙1の4の（1）の規定に基づき、下記の製造事業場が

ペットフード用肉骨粉等の製造基準 食用脂肪由来の肉粉等の製造基準 牛血粉等の製造基準 肉骨粉等を含むペットフードの製造基準
--

に適合していることの確認を求めます。

記

- 1 事業場の名称
- 2 事業場の所在地
- 3 原料収集先の一覧表（別記） （※注）

備考：製造工程の図面を添付すること。  
 ※注：食用脂肪（食用油脂の製造に供するものを除く。）由来の肉粉等の製造業者の場合に記載する。  
 原料収集先と締結した契約書の写しを添付し、申請書は正副2部提出すること。

別記様式第1-2号

製造基準適合確認申請書

年 月 日

独立行政法人農林水産消費安全技術センター理事長 殿

住 所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）  
氏 名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

ペットフード用及び肥料用の肉骨粉等の当面の取扱いについて（平成13年11月1日付け13生畜第4104号農林水産省生産局長・水産庁長官連名通知）別紙1の4の（1）の規定に基づき、別記の製造事業場から

ペットフード用肉骨粉等 食用脂肪由来の肉粉等 牛血粉等
-----------------------------------

を輸入するに当たり、輸入業者の確認基準に適合していることの確認を求めます。

備考：次に掲げる書類を添付すること。  
 ア 輸入先の事業場の一覧表（別記）  
 イ 別添4の（1）のアの規定により輸入先の事業場から提出を受けた書類の写し及び同（1）のイの規定により締結した契約書の写し

（別記）

輸入先の事業場の名称	輸入先の事業場の国名及び所在地

別記様式第2-1号

製造基準適合確認簿				
1 製造に係るもの				
事業場の名称	事業場の所在地	製造品目 (※注1)	有効期間	備考 (※注2)
2 輸入に係るもの				
輸入業者の氏名 又は名称	輸入業者の 所在地	輸入品目 (※注1)	有効期間	備考 (※注2)

備考：確認の有効期間は、確認日から3年間（食用脂肪（食用油脂の製造に供するものを除く。）由来の肉粉等の製造業者にあつては1年間）とする。なお、確認内容の変更が行われた場合にあつては、当該変更確認日から3年間（食用脂肪（食用油脂の製造に供するものを除く。）由来の肉粉等の製造業者にあつては1年間）とする。

※注1：「製造品目」及び「輸入品目」には、確認された品目を記載する。

（記載例）

ペットフード用チキンミール、ペットフード用フェザーミール、ペットフード用鶏豚混合肉骨粉、  
ペットフード用食用脂肪由来の肉粉等、ペットフード用牛血粉等、ペットフード

2：備考欄には、変更確認、変更届出、取消し等の履歴を記載する。

別記様式第2-2号

<p>ペットフード用肉骨粉等、食用脂肪由来の肉粉等及び牛血粉等適合通知書</p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p>ペットフード用肉骨粉等の供給業者 代表者 殿</p> <p>又は 食用脂肪由来の肉粉等の供給業者 代表者 殿</p> <p>又は 牛血粉等の供給業者 代表者 殿</p> <p style="text-align: center;">独立行政法人農林水産消費安全技術センター理事長</p> <p>ペットフード用及び肥料用の肉骨粉等の当面の取扱いについて（平成13年11月1日付け13生畜第4104号農林水産省生産局長・水産庁長官連名通知）別紙1の4の（2）の規定に基づき、年 月 日付けで確認申請のあったこのことについて、申請のとおり確認したので通知する。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1 事業場の名称（※注） 2 製造国 3 事業場の所在地 4 確認の品目 5 確認の有効期間</p>	
--	--

備考：確認の有効期間は、確認日から3年間とする。なお、確認内容の変更が行われた場合にあつては、当該変更確認日から3年間とする。

※注：輸入先の事業場が多く記載不可能な場合は、別葉に記載する。

別記様式第3-1号

製造基準適合確認取消し申請書

年 月 日

独立行政法人農林水産消費安全技術センター理事長 殿

住 所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）  
氏 名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

ペットフード用及び肥料用の肉骨粉等の当面の取扱いについて（平成13年11月1日付け13生畜第4104号農林水産省生産局長・水産庁長官連名通知）別紙1の4の（2）の規定に基づき、年  
月 日付けで確認を受けた

（ ペットフード用肉骨粉等（※注2）  
食用脂肪由来の肉粉等  
牛血粉等  
肉骨粉等を含むペットフード

の製造工程については、下記のとおり製造工程に関する基準を満たすことができなくなったので、ペットフード用及び肥料用の肉骨粉等の当面の取扱いについて（平成13年11月1日付け13生畜第4104号農林水産省生産局長・水産庁長官連名通知）別紙1の5の（1）の規定により、確認の取消しを求めます。

記

- 1 事業場の名称
- 2 事業場の所在地（輸入先の事業場にあつては、国名及び所在地）
- 3 製造基準を満たすことができなくなった理由
- 4 製造基準を満たすことができなくなった時期

備 考：輸入業者にあつては、通知書を添付すること。

※注：製造又は輸入に係る品目を記載する。

別記様式第3-2号

製造基準適合確認取消し書

年 月 日

ペットフード用肉骨粉等の供給業者  
代表者 殿

又は  
食用脂肪由来の肉粉等の供給業者  
代表者 殿

又は  
牛血粉等の供給業者 代表者 殿

独立行政法人農林水産消費安全技術センター理事長

年 月 日付けで確認をした下記の事業場における製造工程については、年 月 日付けでペットフード用及び肥料用の肉骨粉等の当面の取扱いについて（平成13年11月1日付け13生畜第4104号農林水産省生産局長・水産庁長官連名通知）別紙1の5の（1）の規定により確認を取り消す。下記の事業場が記載された年 月 日付け通知書を返納されたい。

記

- 1 事業場の名称
- 2 製造国
- 3 事業場の所在地

別記様式第4号

製造基準適合確認（変更）申請書

年 月 日

独立行政法人農林水産消費安全技術センター理事長 殿

住 所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）  
氏 名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

年 月 日付けで確認を受けた  
（ ペットフード用肉骨粉等（※注2）  
食用脂肪由来の肉粉等  
牛血粉等  
肉骨粉等を含むペットフード ）

の製造工程について、下記のとおり変更したいので、ペットフード用及び肥料用の肉骨粉等の当面の取扱いについて（平成13年11月1日付け13生畜第4104号農林水産省生産局長・水産庁長官連名通知）別紙1の6の（1）の規定により製造基準の確認を求めます。

記

- 1 確認を受けた事業場の名称
- 2 確認を受けた事業場の所在地（輸入先の事業場にあつては、国名及び所在地）
- 3 変更する事項
- 4 変更予定年月日

備考：添付書類として製造工程の図面等変更する事項を記載した書類を添付すること。  
※注：製造又は輸入に係る品目を記載する。

別記様式第5号

製造基準適合確認（変更）書

年 月 日

ペットフード用肉骨粉等の供給業者  
代表者 殿

又は  
食用脂肪由来の肉粉等の供給業者  
代表者 殿

又は  
牛血粉等の供給業者 代表者 殿

独立行政法人農林水産消費安全技術センター理事長

年 月 日付けで確認をした下記の事業場における  
〔 ペットフード用肉骨粉等  
食用脂肪由来の肉粉等 〕  
の製造工程について、年 月 日付けで申請のあった変更確認については、ペットフード用及び肥料用の肉骨粉等の当面の取扱いについて（平成13年11月1日付け13生畜第4104号農林水産省生産局長・水産庁長官連名通知）別紙1の6の（1）の規定により、申請のとおり確認する。  
〔 に基づく製造基準に適合しないので、下記の事業場の確認を取り消す。  
下記の事業場が記載された年 月 日付け通知書を返納されたい。 〕

記

- 1 事業場の名称
- 2 製造国
- 3 事業場の所在地

別記様式第6号

製造基準適合確認変更届

年 月 日

独立行政法人農林水産消費安全技術センター理事長 殿

住 所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）  
氏 名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

ペットフード用及び肥料用の肉骨粉等の当面の取扱いについて（平成13年11月1日付け13生畜第4104号農林水産省生産局長・水産庁長官連名通知）別紙1の4の（2）の規定に基づき、年 月 日付けで確認を受けた  
〔 ペットフード用肉骨粉等（※注2）  
食用脂肪由来の肉粉等  
牛血粉等  
肉骨粉等を含むペットフード 〕  
に係る事項について下記のとおり変更したいので届け出ます。

記

- 1 変更する内容
- 2 変更予定年月日

※注：製造又は輸入に係る品目を記載する。

別記様式第7号

(非反すう哺乳動物由来残さ供給管理票の記載例)

非反すう哺乳動物由来残さ供給管理票	
非反すう哺乳動物由来残さの供給業者の氏名又は名称及び住所	〇〇〇〇株式会社 東京都〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇号 管理者の職名・氏名
供給先の事業場の名称及び住所	〇〇〇〇株式会社〇〇工場 〇〇県〇〇市〇丁目〇番〇号
供給する残さの種類	豚内臓、豚骨
出荷年月日	〇〇年〇〇月〇〇日
出荷数量	1, 000 kg

附則：現に本通知による改正前の別記様式第7号の供給管理票（以下「旧様式」という。）を使用している者については、本通知による改正後、別添1の（2）のイにかかわらず、引き続き旧様式を使用することができるものとする。

別記様式第8号  
(肉骨粉等供給管理票の記載例)

ペットフード用

## 肉骨粉等供給管理票

肉骨粉等供給業者の 氏名又は名称及び住所	〇〇〇〇株式会社 東京都〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇号 管理者の職名・氏名
製造事業場の名称及び住所	〇〇〇〇株式会社〇〇工場 〇〇県〇〇市〇丁目〇番〇号
供給する肉骨粉等の種類	チキンミール
供給する肉骨粉等の名称	チキンミール1号
出荷年月日	〇〇年〇〇月〇〇日
荷姿、出荷数量	500kgTB袋、2袋 計 1,000kg

受入年月日	〇〇年〇〇月〇〇日
荷姿、荷受数量	500kgTB袋、2袋 計 1,000kg
荷受業者の 氏名又は名称及び住所	〇〇〇〇株式会社 東京都〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇号 管理者の職名・氏名

### 記入上の注意

太枠線上段は、原料供給者が記入すること。

// 下段は、最終荷受者が記入すること。

別記様式第9号  
(原料供給管理票の記載例)

## 原料供給管理票

原料供給業者の 氏名又は名称及び住所	〇〇〇〇株式会社 〇〇ミートセンター 東京都〇〇区〇〇町 〇丁目〇番〇号
製造事業場の名称及び住所	〇〇〇〇株式会社〇〇工場 〇〇県〇〇市〇丁目〇番〇号
供給する原料の種類	食用脂肪（牛・豚）
出荷年月日	〇〇年〇〇月〇〇日
出荷数量	50kg×2個 計 100kg

別記様式第10号  
(肉粉等供給管理票の記載例)

ペットフード用

## 肉粉等供給管理票

肉粉等供給業者の 氏名又は名称及び住所	〇〇〇〇株式会社 東京都〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇号 管理者の職名・氏名
製造事業場の名称及び住所	〇〇〇〇株式会社〇〇工場 〇〇県〇〇市〇丁目〇番〇号
供給する肉粉等の種類	牛肉粉
供給する肉粉等の名称	牛肉粉1号
出荷年月日	〇〇年〇〇月〇〇日
荷姿、出荷数量	500kgTB袋、2袋 計 1,000kg

受入年月日	〇〇年〇〇月〇〇日
荷姿、荷受数量	500kgTB袋、2袋 計 1,000kg
荷受業者の 氏名又は名称及び住所	〇〇〇〇株式会社 東京都〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇号 管理者の職名・氏名

記入上の注意

太枠線上段は、原料供給者が記入すること。  
// 下段は、最終荷受者が記入すること。

(別紙2は略)

別記様式第11号  
(血液供給管理票の記載例)

血液供給管理票	
血液供給業者の 氏名又は名称及び住所	〇〇〇〇株式会社 東京都〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇号
製造事業場の名称及び住所	〇〇〇〇株式会社〇〇工場 〇〇県〇〇市〇丁目〇番〇号
供給する血液の種類	牛血液
出荷年月日	〇〇年〇〇月〇〇日
出荷数量	1, 000kg

別記様式第12号  
(牛血粉等供給管理票の記載例)

ペットフード用

牛血粉等供給管理票	
牛血粉等供給業者の 氏名又は名称及び住所	〇〇〇〇株式会社 東京都〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇号 管理者の職名・氏名
製造事業場の名称及び住所	〇〇〇〇株式会社〇〇工場 〇〇県〇〇市〇丁目〇番〇号
供給する牛血粉等の種類	血粉
供給する牛血粉等の種類	牛血粉1号
出荷年月日	〇〇年〇〇月〇〇日
出荷数量	500kgTB袋、2袋 計 1, 000kg

## ○食用不適穀類等の飼料転用に当たっての安全確認手続について

平成21年 3月18日付け20消安第1 1 1 5 7号、農林水産省消費・安全局長通知  
平成28年12月22日付け28消安第3 6 1 5号、農林水産省消費・安全局長通知  
令和 2年12月14日付け2消安第号、農林水産省消費・安全局長通知 改正

飼料の安全は飼料を製造、輸入又は販売する者が「飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律」（昭和28年法律第35号。以下「飼料安全法」という。）及び「飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令」（昭和51年農林省令第35号。以下「成分規格等省令」という。）並びに「飼料の有害物質の指導基準及び管理基準について」（昭和63年10月14日付け63畜B第2050号農林水産省畜産局長通知）を遵守することにより担保されているところです。

このため、食品衛生法（昭和22年法律第233号）の基準を超過する等により食用に適さないとされた穀類等を飼料に転用する場合には、飼料安全法、成分規格等省令、関係通知のほか、国際基準、安全を確認するための科学的知見等に基づき、当該穀類等を家畜等に給与した場合の家畜等への安全及び当該家畜等から生産される畜産物の安全を確認する必要があります。

また、厚生労働省医薬食品局食品安全部長より「輸入時における食品衛生法違反に係る情報提供について」（平成20年12月24日付け食発第1224004号厚生労働省医薬食品局食品安全部長通知）により、輸入時に食品衛生法違反となった食品を転用する場合は、検疫所から独立行政法人農林水産消費安全技術センターに対して食用外転用計画書を送付し、当省との情報共有を行いたい旨の連絡があったところです。

つきましては、食用に適さない穀類等を飼料に転用する際の手続を別紙のとおり定めたので、御了知の上、同手続に基づき必ず独立行政法人農林水産消費安全技術センターに申し出て、飼料の安全を確認するよう、貴会（団体）会員に対して周知をお願いします。

（別紙）

### 食用不適穀類等の飼料転用に当たっての安全確認手続について

#### 第1 趣旨

食品衛生法（昭和22年法律第233号）の基準を超過する等により食用に適さない穀類等（以下「食用不適穀類等」という。）を飼料に転用する場合には、家畜等（飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年法律第35号）第2条第1項の「家畜等」をいう。以下同じ。）に当該食用不適穀類等を給与した場合の安全及び当該食用不適穀類等を給与した家畜等に由来する畜産物の安全を確保するため、事前に飼料としての安全を確認する必要があります。そこで、本通知において飼料転用に当たっての安全確認手続を定める。

#### 第2 安全確認の区分等

食用不適穀類等は、食用不適となった要因ごとに以下の4つに区分し、区分ごとの飼料転用の可否の判断に必要な資料及び判定方法はそれぞれ別添1から4までのとおりとする。

- 1 かびが発生した場合又は発生が懸念される場合（別添1）  
（該当する事例）
  - ・ 輸入又は保管時の水ぬれ等によりかび状異物が認められた穀類等
  - ・ 総アフラトキシン（アフラトキシンB<sub>1</sub>、B<sub>2</sub>、G<sub>1</sub>及びG<sub>2</sub>の総和をいう。以下同じ。）が10 µg/kgを超えて検出された食用とうもろこし
- 2 重金属等が混入した場合又は混入が懸念される場合（別添2）  
（該当する事例）
  - ・ 輸送容器の塗料の乾燥が不十分であったため塗料が付着し、鉛が検出された穀類等
- 3 農薬が混入した場合又は混入が懸念される場合（別添3）  
（該当する事例）
  - ・ 生産段階又は保管時に農薬が不適切に使用されたため、残留農薬が基準値を超えて検出された穀類等
- 4 その他の場合（別添4）  
（該当する事例）
  - ・ シアン化合物が検出された食用キャッサバ

### 第3 安全確認の手続

#### 1 安全確認の申出

食用不適穀類等の所有者は、食用不適穀類等を飼料に転用する場合は事前に安全確認の区分ごとに該当する別添1から4までにより当該穀類等の飼料としての安全を確認し、別記様式第1号により独立行政法人農林水産消費安全技術センター（以下「FAMIC」という。）に申し出るものとする。

なお、食用とうもろこしについて、総アフラトキシンが10 µg/kgを超えて検出されたことにより食品衛生法違反となった場合であって、アフラトキシンB<sub>1</sub>が20 µg/kgを超えるものについては、事前にアフラトキシンが多く含有されるダスト等を集じん機により取り除く処理等を実施し、食品衛生法に基づき厚生労働大臣の登録を受けた検査機関において再検査を行う。

#### 2 事情聴取

FAMICは、食用不適穀類等の所有者から食用不適になった経緯、飼料として安全を確保するための処理方法等、別添5に掲げる事項を聴取する。

#### 3 飼料転用の可否の判断

FAMICは、1により提出された資料及び2の事情聴取の結果により、必要に応じて飼料の安全を確保するための要件を課した上で、飼料転用の可否を判断する。

ただし、別添1から4までの1の(2)の科学的情報に基づき安全性を評価するものについては、資料を添えて農林水産省消費・安全局畜水産安全管理課飼料検査指導班（以下「飼料検査指導班」という。）に飼料転用の可否を照会する。飼料検査指導班は安全性を評価し、飼料転用の可否を判断の上、FAMICに連絡する。

#### 4 結果の通知

FAMICは、食用不適穀類等の所有者に飼料転用の可否について、別記様式第2-1号又は第2-2号により通知する。

#### 5 処理計画書の提出

上記4の飼料転用を可とする通知を受けた食用不適穀類等の所有者は、別記様式第3号によりFAMICに飼料としての安全を確保するための処理計画を提出する。

#### 6 FAMICによる確認

FAMICは保税品、政府所有米麦以外の食用不適穀類等については、必要に応じて加工等に立ち会い、飼料としての安全確保の状況を確認する。

#### 7 措置完了報告書の提出

食用不適穀類等の所有者は、別記様式第4号により、処理完了後、速やかにFAMICに飼料としての安全を確保するための措置完了を報告する。

## I かびが発生した場合又は発生が懸念される場合

## 1 安全確認のために必要な資料

## (1) 試験結果

## ア 必須のもの

- ① 総アフラトキシンが10 µg/kgを超えて検出されたことにより食品衛生法違反となったとうもろこしにあっては、アフラトキシンB<sub>1</sub>の定量試験の結果
- ② ①以外にあっては、アフラトキシンB<sub>1</sub>、ゼアラレノン及びデオキシニバレノールの定量試験の結果

## イ 必要に応じて提出するもの

- ① かびが発生している場合はかびを同定し、その結果から産生が懸念されるかび毒の定量試験の結果
- ② 当該物品の現況確認、処理方法の検討等のための官能試験（色調、臭気等）の結果及び理化学試験（水分、栄養成分等）の結果

## (2) 科学的情報に関する資料

- (1) のイの①に該当する場合は、当該かび毒の動物体内における代謝や畜産物への移行・残留、毒性などの科学的情報

## 2 資料に基づく判定

- (1) アフラトキシンB<sub>1</sub>、ゼアラレノン及びデオキシニバレノールの定量試験結果による判定は下表による。ただし、適切な処理によって、給与する段階の飼料で下表の基準を下回ることが確実に担保される場合は、この限りではない。

		ゼアラレノン 1 mg/kg 超			ゼアラレノン 1 mg/kg 以下		
デオキシニバレノール	4 mg/kg 超	×	×	×	×	×	×
	4 mg/kg 以下 1 mg/kg 超	×	×	×	×	生後3か月以上の牛用（乳用牛用を除く。）のみ可	生後3か月以上の牛用のみ可
	1 mg/kg 以下	×	鶏用（幼すう用及びブロイラー前期用を除く。）及びびうずら用のみ可	鶏用及びびうずら用のみ可	×	牛用（ほ乳期子牛用及び乳用牛用を除く。）、豚用（ほ乳期子豚用を除く。）、鶏用（幼すう用及びブロイラー前期用を除く。）及びびうずら用のみ可	牛用、豚用、鶏用及びびうずら用のみ可
		0.02 mg/kg 超	0.02 mg/kg 以下 0.01 mg/kg 超	0.01 mg/kg 以下	0.02 mg/kg 超	0.02 mg/kg 以下 0.01 mg/kg 超	0.01 mg/kg 以下
アフラトキシンB <sub>1</sub>							

注：この表は、「飼料の有害物質の指導基準及び管理基準について」（昭和63年10月14日付け63畜B第2050号農林水産省畜産局長通知）により規定する配合飼料等の指導基準及び管理基準に基づいて作成したものである。

- (2) かびの同定結果からアフラトキシン、ゼアラレノン及びデオキシニバレノール以外のかび毒の産生が懸念される場合は、1の(1)のイの①及び1の(2)により、飼料転用の可否を判断する。

## II 重金属等が混入した場合又は混入が懸念される場合

### 1 安全確認のために必要な資料

#### (1) 試験結果

##### ア 必須のもの

- ① 鉛の定量試験の結果
- ② カドミウムの定量試験の結果
- ③ 水銀の定量試験の結果
- ④ ひ素の定量試験の結果

##### イ 必要に応じて提出するもの

- ① 事故の状況等から(1)以外に混入が懸念されるその他の重金属等の定量試験の結果
- ② 当該物品の現況確認、処理方法の検討等のための官能試験（色調、臭気等）の結果及び理化学試験（水分、栄養成分等）の結果

#### (2) 科学的情報に関する資料

(1)のイの①に該当する場合は、該当する重金属等の動物体内における代謝や畜産物への移行・残留、毒性などの科学的情報

### 2 資料に基づく判定

カドミウム、水銀、鉛及びひ素の定量試験結果による判定は下表による。ただし、適切な処理によって、給与する段階の飼料で下表の基準を下回ることが確実に担保される場合は、この限りではない。

試験項目	判定基準	判定	飼料転用処理に係る要件	給与飼料の基準
カドミウム	3 mg/kg	定量試験結果が判定基準以下であること。	配合飼料等の給与する段階の飼料が右欄の「給与飼料の基準」を下回ることが確実にとなる処理方法によるものであること。	1 mg/kg
水銀	1 mg/kg			0.4 mg/kg
鉛	7 mg/kg			3 mg/kg
ひ素	7 mg/kg 又は15 mg/kg			2 mg/kg
その他の重金属等	1の(1)のイの①の試験結果及び1の(2)の情報から、飼料の安全性を評価し、飼料転用の可否を判断。 その判断に際して配合割合の制限等の要件を課す必要がある場合は、それが確実にとなる処理方法によるものであること。			

注：この表は、「飼料の有害物質の指導基準及び管理基準について」（昭和63年10月14日付け63畜B第2050号農林水産省畜産局長通知）に基づき作成したものである。

表中の判定基準は、同通知の飼料原料（魚粉、肉粉及び肉骨粉）の管理基準<sup>\*</sup>であり、また、給与飼料の基準は、配合飼料の管理基準である。

※ ひ素の7 mg/kgは肉粉及び肉骨粉、15 mg/kgは魚粉の管理基準

### Ⅲ 農薬が混入した場合又は混入が懸念される場合

#### 1 安全確認のために必要な資料

##### (1) 試験結果

- ① 事故の状況等から混入が懸念される農薬の定量試験の結果
- ② 当該物品の現況確認、処理方法の検討等のための官能試験（色調、臭気等）の結果及び理化学試験（水分、栄養成分等）の結果

##### (2) 科学的情報に関する資料

2の表の網掛け部分に該当する場合は、農薬の動物体内における代謝や畜産物への移行・残留、毒性などの科学的情報

#### 2 資料に基づく判定

判定は下表による。

試験項目	対象飼料	判定基準	飼料転用処理に係る要件
成分規格等省令別表第1の1の(1)のセの表の第一欄に掲げる農薬の成分である物質	成分規格等省令別表第1の1の(1)のセの表の第二欄に掲げるもの	成分規格等省令別表第1の1の(1)のセの表の第三欄に定める量を超えていないこと	<p>1 農薬の成分である物質が成分規格等省令別表第1の1の(1)のソの表の第一欄に掲げる農薬の場合</p> <p>給与する段階の飼料（配合飼料等）中の当該農薬成分の量が成分規格等省令別表第1の1の(1)のソの表の第三欄に定める量を超えないことが確実となる処理方法によるものであること。</p> <p>2 その他の場合 不要</p>
	上記以外	<p>1の(1)の①の定量試験結果及び1の(2)の情報から、飼料の安全性を評価し、飼料転用の可否を判断。</p> <p>その判断に際して配合割合の制限等の要件を課す必要がある場合は、それが確実となる処理方法によるものであること。</p>	
上記以外の農薬の成分である物質	全て		

(別添4)

#### IV その他の場合

##### 1 安全確認のために必要な資料

###### (1) 試験結果

- ① 事故の状況等により有害微生物（食中毒菌等）による汚染が懸念される場合は、微生物の同定（種、型等）の結果
- ② 事故の状況等により化学物質等による汚染が懸念される場合は、当該化学物質等の定量試験の結果
- ③ 必要に応じて、当該物品の現況確認、処理方法の検討等のための官能試験（色調、臭気等）の結果及び理化学試験（水分、栄養成分等）の結果

###### (2) 科学的情報に関する資料

当該有害微生物の家畜への影響や化学物質等の動物体内における代謝や畜産物への移行・残留、毒性などの科学的情報

##### 2 資料に基づく判定

1の(1)及び(2)により、飼料転用の可否を判断する。

(別添5)

#### FAMICが事情聴取する事項

##### 1 食用不適穀類等になった経緯

##### 2 食用不適穀類等の状況

- (1) 食用不適穀類等の量及び保管状況
- (2) (1)のうち飼料転用を予定している量及びその仕分状況
- (3) 飼料転用を予定している食用不適穀類等に関する安全確認の状況

##### 3 飼料転用を予定している食用不適穀類等の安全を確保するための処理方法等

###### (1) 処理方法等

- ア 処理するまでの保管方法及び場所
- イ 処理方法
- ウ 処理時期

###### (2) 販売経路

- ア 取扱業者（仲介業者）
- イ 加工業者（実需者）

###### (3) 加工後の荷姿及び保管方法

- (4) 加工品の用途
- (5) 加工品の出荷販売先
- (6) その他

年 月 日

独立行政法人農林水産消費安全技術センター理事長 殿

住所

氏名

(法人にあつてはその名称及び代表者の氏名)

食用不適穀類等の飼料転用に係る安全確認の申出

食用不適穀類等の輸入・生産の経緯、事故等の発生の経緯、試験結果、安全を確保する処理の方法等は、下記のとおりです。

記

- 1 品名：
- 2 輸入（・生産）数量：
- 3 積来本船名（生産地）：
- 4 入港年月日（生産年月）：
- 5 現保管場所：
- 6 該当数量：
- 7 発生の経緯：
- 8 飼料転用を予定している食用不適穀類等の数量：
- 9 飼料転用を予定している食用不適穀類等の安全確認に関する資料：
- 10 飼料転用する際の安全を確保するための処理方法（別紙「処理方法に関する留意事項」を参照すること。）：
- 11 備考：

注 次の書類を添付すること。

- ① 輸入通関書類(写)
- ② 食品衛生法違反となったものは、厚生労働省検疫所が交付する「食品衛生法違反通知書(写)」
- ③ 上記9の資料は、別添1から4までの1の(1)に掲げる試験の結果及び1の(2)に掲げる科学的情報に関する資料をいう。なお、総アフラトキシンが10 µg/kgを超えて検出されたことにより食品衛生法違反となったとうもろこしについて、アフラトキシンが多く含有されるダスト等を集じん機により取り除くための処理等を行った場合にあつては、その結果に関する資料を含むものとする。

(別紙)

処理方法に関する留意事項

- 1 水ぬれ、日焼け等により腐敗、変敗している場合や異物が混入している場合は、当該箇所を適切に区分して除去するとともに、除去後の食用不適穀類等について必要に応じて加熱処理を行うこと。
- 2 総アフラトキシンが10 µg/kgを超えて検出されたことにより食品衛生法違反となったとうもろこしについて、ダスト等を取り除く処理を行った場合にあつては、食用不適穀類等の所有者は、
  - ① 出荷先に食品衛生法違反物件であることを伝えるとともに、
  - ② 当該物件を使用する際に1日の製造銘柄の1割程度（1日に1点を下限とする。）を分析し、基準に抵触しないことを確認すること。
- 3 別添1の判定基準を超過してアフラトキシンB<sub>1</sub>、ゼアラレノン又はデオキシニバレノールを含有するものを飼料転用する場合は、飼料を給与する段階で基準を下回ることが確実に担保される処理方法によること。
- 4 別添2の給与飼料の基準を超過して重金属等を含有するものを飼料転用する場合は、飼料を給与する段階で基準を下回ることが確実に担保される処理方法によること。
- 5 別添3の網掛け部分に該当し、配合割合の制限等の要件を課す必要がある場合は、飼料を給与する段階で基準を下回ることが確実に担保される処理方法によること。

別記様式第2-1号

番 号 年 月 日
食用不適穀類等飼料転用申出者 殿
独立行政法人農林水産消費安全技術センター理事長
食用不適穀類等の飼料転用に係る安全確認の結果
年 月 日付けで申出のあった件について安全確認した結果、飼料へ転用して差し支えない。 ただし、飼料転用の判断は貴職から提出された資料等を基に判断したものであって、これ以外の新たな事実が確認された場合には、別途安全の確認が必要となることを申し添える。

別記様式第2-2号

番 号 年 月 日
食用不適穀類等飼料転用申出者 殿
独立行政法人農林水産消費安全技術センター理事長
食用不適穀類等の飼料転用に係る安全確認の結果
年 月 日付けで申出のあった件について安全確認した結果、下記の理由により、飼料転用を差し控えられたい。
記
1
2

年 月 日

独立行政法人農林水産消費安全技術センター理事長 殿

住所  
氏名  
(法人にあつてはその名称及び代表者の氏名)

飼料としての安全を確保するための処理計画書

年 月 日付けで申出をした食用不適穀類等については、飼料の安全を確保するために下記のとおり処理いたします。

記

- 1 品名：
- 2 食用不適穀類等の数量：
- 3 積来本船名（生産地）：
- 4 入港年月日（生産年月）：
- 5 現保管場所：
- 6 処理場所：
- 7 処理方法：
- 8 処理期間： 自 年 月 日  
至 年 月 日
- 9 加工品の用途：
- 10 加工品の販売予定先：

上記○番から○番に記載の内容について相違ありません。

取扱業者 住所  
(仲介業者) 氏名  
(法人にあつてはその名称及び代表者の氏名)

上記○番から○番に記載の内容について相違ありません。

加工業者 住所  
(実需者) 氏名  
(法人にあつてはその名称及び代表者の氏名)

注：取扱業者及び加工業者は、別添1から4までの1の(2)の科学的情報に基づき飼料転用の可否を判断した場合及び別添1から4までの2において給与する段階の飼料で基準を下回ることを確実に担保することを条件に飼料転用を可とした場合に記載すること。

年 月 日

独立行政法人農林水産消費安全技術センター理事長 殿

住所  
氏名  
(法人にあつてはその名称及び代表者の氏名)

飼料としての安全を確保するための措置完了報告書

年 月 日付けで処理計画書を提出した食用不適穀類等については、下記のとおり処理を終了しましたので報告します。

記

- 1 品名：
- 2 食用不適穀類等の数量：
- 3 積来本船名（生産地）：
- 4 引取り前倉庫：
- 5 処理場所：
- 6 処理方法：
- 7 処理期間： 自 年 月 日  
至 年 月 日
- 8 加工品の用途：
- 9 加工品の出来高：
- 10 加工品の販売先：

上記○番から○番に記載の内容について相違ありません。

取扱業者 住所  
(仲介業者) 氏名  
(法人にあつてはその名称及び代表者の氏名)

上記○番から○番に記載の内容について相違ありません。

加工業者 住所  
(実需者) 氏名  
(法人にあつてはその名称及び代表者の氏名)

注：取扱業者及び加工業者は、別添1から4までの1の(2)の科学的情報に基づき飼料転用の可否を判断した場合及び別添1から4までの2において給与する段階の飼料で基準を下回ることを確実に担保することを条件に飼料転用を可とした場合に記載すること。